

第14期第34回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時：令和8年4月23日（木） 午後2時

場 所：札幌市役所本庁舎18階 第2常任委員会会議室

第14期第34回 札幌市農業委員会総会

出席者名簿

議 席	氏 名	出 欠
1	生野 隆雄	出 席
2	山本 和夫	出 席
3	藤井 徹	出 席
4	大西 智樹	出 席
6	上山 雅彦	出 席
7	千葉 悦子	出 席
8	氏家 正喜	欠 席
9	平佐 雅勝	欠 席
10	橋場 和実	欠 席
11	吉田 長幸	出 席

事務局	事務局長 高本 俊	
	次 長 村上 史明	
	振興係長 後藤 園恵	
	農地係長 石田 勇貴	

総会に係る付議議案等

区分	議題	備考
議案第1号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について	
議案第2号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	
報告第2号	農地所有適格法人報告書の提出について	
報告第3号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について	
報告第4号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	
報告第5号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第6号	現況証明について(事務局長専決)	
報告第7号	令和7年度利用意向調査に係る農地中間管理機構への通知に対する回答について	

第14期第34回農業委員会総会 議事録

令和8年4月23日(木)

発言者	議 事 内 容
議 長	<p>これより第14期札幌市農業委員会第34回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席状況でございますが、氏家委員及び平佐委員、橋場委員から欠席の連絡がありました。委員総数10名中、出席者7名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号3番の藤井委員と議席番号4番の大西委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、議案2件、報告7件となっております。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。</p> <p>はじめに、議案第1号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
農地係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>1ページの申請番号21-501番につきましては、令和6年10月17日付けで農地法第5条第1項の規定による許可を受けた系統用蓄電池設備の開発事業でございますが、土地の利用計画の変更を行うため、事業計画の変更をしたいというものでございます。</p> <p>本件については、3月の総会で、権利の設定とレイアウト変更について事業計画変更申請の議案としてご審議いただきましたが、その後、許可権者より、権利の設定については、変更申請により対応できない旨の見解が示されたことから、レイアウト変更に関してのみ、再度申請されたものでございます。</p> <p>本申請は、3月の総会でご審議いただいた内容と同じもので、蓄電池施設の軽微なレイアウト変更をするための事業計画変更申請でありますので、別紙「農地転用許可後の事業計画変更に係る意見書」(案)のとおり、北海道知事あてに進達してよろしいか、ご審議願います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
藤井委員	<p>資金的な計画の変更は生じていないのでしょうか。資材費の高騰により変更が生じたということはないのでしょうか。</p>

発言者	議 事 内 容
事務局次長	今回の申請に関してはそういうことではなく、単なるレイアウト変更で ございます。
議 長	他にご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いた します。 続きまして、議案第2号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨 の要請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
振興係長	それではご説明いたします。 2ページの申請番号20-606番につきましては、期間満了に伴う再設 定でございます。借主は牧草を生産する農地所有適格法人でございま す。 貸借期間は3年間でございます。 続きまして、20-607番及び30-603番につきましては、同一の借主 による期間満了に伴う再設定でございます。借主は牧草を生産する農家 でございます。 貸借期間は1年間でございます。 次に、3ページの申請番号30-604番につきましては、期間満了に伴 う再設定でございます。借主は牧草を生産する農家でございます。 貸借期間は1年間でございます。 続きまして、申請番号60-604番につきましては、期間満了に伴う再 設定でございます。借主はミニトマト等を生産する農地所有適格法人で ございます。 貸借期間は3年間でございます。 なお、すべての申請について、事務局職員が現地を確認しております。 説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
藤井委員	20-607番の借受人について、先代が農業用倉庫を建てて、営業用 に違反転用が行われていたと聞いています。それを相続して引き継いで いると思いますが、新たに権利の設定を受けることはできるのでしょうか。
事務局次長	農地法の違反で対応している者であれば権利の設定を受けられない ものでありますが、当該借受人に関しては違反はないという判断のもと に議案を上程しております。

発言者	議 事 内 容
議 長	他にご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	<p>異議がありませんので、議案第2号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。</p> <p>続いて報告事項に移ります。報告第1号から第7号までについて事務局から説明をお願いいたします。</p>
振興係長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>4ページから6ページまでの報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出」について、東区で2件、白石区で1件、南区で2件、手稲区で1件の届出がございました。届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。</p> <p>次に、7ページの報告第2号「農地所有適格法人報告書の提出」について、今回は5社の農地所有適格法人から報告書の提出がございました。</p> <p>資料2-1から2-5までをご覧ください。いずれも、報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。なお、資料2-5の法人につきましては、令和6年12月の決算による報告を遅れて提出したものでございます。</p> <p>次に、8ページから10ページまでの報告第3号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告」について、2月24日の第32回総会でご審議いただき、北海道農業公社に対し、促進計画を定めるべき旨の要請をした件で、公社より札幌市長あてに認可申請があり、札幌市長より認可した旨の通知がありましたのでご報告いたします。</p>
農地係長	<p>続きまして、11ページの報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、厚別区で1件の届出がありました。</p> <p>この届出は、市街化区域内の農地を、資材置場・駐車場に転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。</p> <p>次に、12ページから13ページまでの報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、北区で1件、厚別区で1件の届出がありました。</p> <p>この届出は、市街化区域内の農地を、宅地造成のため転用するもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。</p> <p>次に、14ページから15ページまでの報告第6号「現況証明」について、</p>

発言者	議 事 内 容
農地係長	<p>北区で4件、東区で4件、白石区で4件、厚別区で1件、南区で6件、手稲区で1件、合計20件の申請がありました。</p> <p>当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。</p> <p>最後に、16ページの報告第7号「令和7年度利用意向調査に係る農地中間管理機構への通知に対する回答」についてご説明いたします。</p> <p>令和7年度の遊休農地に係る利用意向調査の結果、農地中間管理事業を利用する旨の意向が示された3件について、農地法第35条第1項に基づき農地中間管理機構にその旨を通知したところ、借入できない旨の回答があったものです。</p> <p>なお、遊休農地の状況等については、原則として機構あてに情報提供を行っておりますが、いずれも借入の基準に適合しない旨の回答がありました。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。
藤井委員	<p>報告第7号について、機構が「借入不能」と判断した農地について、情報提供は可能でしょうか。他に借り手が現れたらマッチングできるのでしょうか。</p> <p>また、そういった農地の情報をホームページに掲載することはできるのでしょうか。</p>
事務局次長	<p>借りたい方の情報をいただければ事務局から双方に連絡することは可能です。</p> <p>ホームページに掲載するには本人の同意が必要です。農業委員や推進委員の皆様が、委員の立場として農地集積という業務上の目的で情報を必要とされる場合には、事務局から状況を共有させていただくことは可能です。</p>
議 長	他にご質問はございませんか。
上山委員	今回借入不能となったのはなぜでしょうか。
事務局次長	農地中間管理機構の借入基準を満たしていないということです。
上山委員	要件がはっきりしないと借入希望を出す人が判断できないのではないのでしょうか。具体的な理由は何でしょうか。
農地係長	今回、機構が借入不能とした具体的な理由として、通知に示されている内容をそのまま読み上げますと、「用排水や接道がない狭小地や、傾斜地であるなど、農地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかである」ということです。

発言者	議 事 内 容
議 長	他にご質問はございませんか。
藤井委員	機構の条件が厳しく、借入してもらえない農地でも、やり方によっては農地として復元できる場合もあるので、情報提供をお願いします。
議 長	他にご質問はございませんか。
	(質問なし)
議 長	なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。 これをもちまして、本日の総会は終了いたします。 次回の総会開催でございますが、令和8年5月25日、月曜日、午後2時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。 よろしければ、第35回総会は令和8年5月25日、月曜日、午後2時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

開始時間 午後2時00分 終了時間 午後2時25分